

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成30年4月15日

4月から、国保は県域化されました！

- 平成30年度から都道府県も国民健康保険の運営を担い、財政の安定化を目指します。
- 保険証の使い方や医療費負担割合、届出や申請などの方法はこれまでと変わりません。

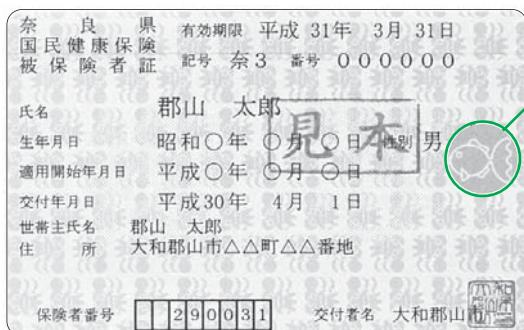
**4月1日からの、
新しい保険証(国民健康保険被保険者証)を
ご確認ください。**



3月中旬～下旬に世帯主宛てに簡易書留で、
世帯全員分の保険証をお送りしました。
まだ届いていない場合はご連絡ください。

※期限の切れた保険証は各家庭で処分してください。

表面



ホログラム
印刷

※保険証及び高齢受給者証のカードケースが必要な人にはお配りしますので、保険年金課給付係または各支所までお越しください。



**4月は就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。
ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は手続が必要です。**

国民健康保険に加入するとき、やめるときには必ず**14日以内**に届出してください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届 ●印かん
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など) ●印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 ●印かん
	子どもが生まれたとき	●保険証 ●母子健康手帳 ●印かん
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書 ●印かん
やめるとき	外国籍の人が加入するとき	●在留カード
	他の市区町村に転出するとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●加入した職場の健康保険の保険証 ●印かん
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●保険証 ●死亡を証明するもの ●印かん ●喪主の氏名がわかるもの
その他	生活保護を受けるようになったとき	●保険証 ●保護開始決定通知書 ●印かん
	外国籍の人がやめるとき	●保険証 ●出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ)
	市内で住所が変わったとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	●保険証 ●印かん
	世帯が分かれたり、いつしょになるとき	●保険証 ●在学証明書または学生証 ●印かん
	修学のため、別に住所を定めるとき	●身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等) ●印かん
	保険証をなくしたとき	

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

※やめるとき、40歳～74歳の人は特定健康診査受診券、特定保健指導利用券(該当者のみ)も窓口にお返しください。

※70歳以上の人には、上記の必要なものに加えて高齢受給者証もご持参ください。

※いずれの手続きにおいても、個人番号のわかるもの及び本人確認のできる証明書(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

◆ 国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

→ 加入した月から月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

◆ 国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

→ やめた月の前月までの分を
月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的には切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届け出が おくれると・・・

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出した日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

やめる届け出が おくれると・・・

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただことになります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的には切り替わりません。

任意継続制度を ご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



市外に転出した 学生の人は・・・

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続をしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続をしてください。



特定健康診査を受けましょう

5月下旬に受診券を送付します。

毎日を忙しく過ごされているみなさん！

健康にはどのくらい気を使っていますか？毎日忙しいと健康に気を使うことはなかなか難しいかもしれませんね。

しかし、生活習慣病等による外来受診リスクは、年齢とともに徐々に増加すると言われています。



生活習慣病対策が必要です。

一般的に生活習慣病と言われる糖尿病や高血圧症は、自覚症状がほとんどありません。しかも、放置すると脳卒中や虚血性心疾患などの命に関わる疾患になりやすくなります。



あなたの健康な未来を願って。

もし病気になれば、治療にかかる時間と費用は、あなたや家族にとって大きな負担になりますが、特定健康診査は1日で受診できます。未来のあなたが健康でいられるように、1年に1回は体の点検に時間を使いましょう！

◆対象 誕生日が昭和18年10月1日～昭和54年3月31日の人で、4月1日現在で大和郡山市国民健康保険に加入している人

◆健診実施期間 平成30年6月1日から平成31年1月31日まで

(対象となる人には、5月下旬頃に受診券をお送りします。)

◆健診実施場所 奈良県内の指定医療機関

◆自己負担額 1,000円

※健診の項目や市内で受診できる医療機関の一覧など、詳しくは受診券に同封する案内をご覧ください。

※4月2日以降に国民健康保険に加入した人が特定健康診査を受けるには、10月末までに申請が必要となります。

※今年度75歳になられる人のうち、10月以降の誕生日の人は、有効期限が上記期間と異なる場合があります。

なお、9月末までの誕生日の人は、誕生月の翌月以降に「後期高齢者健康診査」の受診券をお送りいたします。

特定健康診査・特定保健指導のお問い合わせ…保険年金課給付係 ☎0743-53-1643

医療機関の適正受診を心がけましょう！

医療費の増加は、国民健康保険財政を圧迫するだけでなく、医療現場の過重な負担にもつながります。医療機関の適正受診を心がけ、医療費のムダを減らしましょう。

休日・夜間の受診の前に、ぜひご活用を！

奈良県救急安心センター相談ダイヤル

- 救急車を呼んだほうがいいのかな？
- 応急手当の仕方がわからない！
- 病院で診察を受けるべきかな？
- 近くの医療機関が知りたい！

プッシュ回線・携帯電話からは

#7119

ダイヤル回線・IP電話からは

24時間、相談員や看護師が電話でアドバイスします！ ☎0744-20-0119

～国民健康保険税のための申告について～

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し、課税されます。国民健康保険に加入していて、所得税の確定申告や市・県民税の申告をされていない等で市役所で所得がわからない人、所得がなかった人、または遺族年金等の課税対象とならない収入のみの人は申告が必要となります。

5月下旬頃に送付する「平成30年度 国民健康保険税申告書」が届いた人は、平成29年中(1月から12月まで)の収入・所得を記入して保険年金課まで必ずご返送ください。

※前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する制度があります。

(所得の申告があれば軽減のための手続は必要ありません。)

平成30年度 国民健康保険税申告書					
大和郡山市長様 平成年月日提出					
住所					
フリガナ					
氏名					
職業					
生年月日	電話				
(1) 平成29年中の所得を記入してください					
年金収入金額	国民年金	円	遺族年金	円	厚生年金等
恩給収入金額	軍人恩給	円	遺族恩給	円	障害(障)年金
その他() 公務扶助料					
① 収入金額	② 必要経費	③ 市民税者	所得金額	④ 捨除金額	⑤ 一括
給与	円	円	円	円	円
パート等	の方の収入金額のみ記入してください。				
農業					
販賣業					
飲食業					
⑥ その他の事業					
⑦ 不動産					
⑧ 利子					
⑨ 配当・投資収益					
⑩ 算(年金を除く)					
⑪ 寄合譲譜					
(6) 収入が全くない・収入が無かった理由 どのようにして生活を維持されたかを記入					
(7) すでに所得申告をされた方。(該当するものに□印をしてください) ア. 税務署イ. 税務課ウ. 前住所在地					
住所	郵便番号	軽便	簡易	複数	既知

～国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について～

国民健康保険税の納付がすでに特別徴収となっている世帯については、4月以降も年金受給日に合わせて、引き続き天引きとなります。本年度から新たに特別徴収となる世帯については、7月頃納付書発送前にご案内をお送りし、10月から天引き開始となります。

【特別徴収の対象となる世帯】

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。

①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。

②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。

③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

【納期】

●すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

●本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

年間保険税の1～3期分を普通徴収で、10月から特別徴収(本徴収)で納めます。

※国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

～保険証の窓口更新について～

3月中旬～下旬に4月1日以降の新しい保険証を郵送していますが、一部の世帯については保険税の納付と納付相談を兼ね、窓口での更新とさせていただいている。該当者には個々にご通知をお送りしていますので、未更新の人はご確認いただき、保険証及び印鑑を持参のうえ、必ず更新にお越し下さい。

